

様式3-1

法人名 社会医療法人 鴻仁会

※医療法人整理番号

所在地 岡山市北区伊島北町6-3

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,754,326	I 流動負債	1,861,457
現金及び預金	657,848	買掛金	344,957
事業未収金	921,274	短期借入金	775,000
未収入金	4,418	1年以内返済予定長期借入金	345,520
医薬品	15,342	未払金	188,232
貯蔵品	14,393	未払費用	44,444
前払費用	11,018	未払消費税等	30,590
金利スワップ	53,955	未払法人税等	71
その他の流動資産	76,575	前受金	1,782
貸倒引当金	△ 500	預り金	2,578
II 固定資産	10,518,544	従業員預り金	56,010
1 有形固定資産	10,455,277	賞与引当金	72,268
建物	5,393,376	II 固定負債	6,747,726
構築物	149,453	長期借入金	6,724,651
医療用器械備品	174,063	長期未払金	22,775
その他の器械備品	160,189	預り敷金	300
車両運搬具	0	負債合計	8,609,184
土地	4,558,402	純資産の部	
建設仮勘定	11,111	科目	金額
その他の有形固定資産	8,681	I 積立金	3,663,298
2 無形固定資産	43,771	退職積立金	30,000
借地権	6,340	修繕積立金	70,000
ソフトウェア	33,809	別途積立金	1,560,000
その他の無形固定資産	3,622	繰越利益積立金	2,003,298
3 その他の資産	19,495	II 評価・換算差額等	388
投資有価証券	1,170	その他有価証券評価差額金	388
役員等長期貸付金	1,500	純資産合計	3,663,686
長期前払費用	3,433	負債・純資産合計	12,272,870
長期前払消費税	11,557		
その他の固定資産	1,834		
資産合計	12,272,870		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 社会医療法人 鴻仁会
所在地 岡山市北区伊島北町6-3

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		6,620,595
2 事業費用		5,855,957
本来業務事業利益		764,637
B 収益業務事業損益		
1 事業収益		7,054
2 事業費用		2,674
収益業務事業利益		4,379
事業利益		769,016
II 事業外収益		
受取利息	36	
その他の事業外収益	55,173	55,210
III 事業外費用		
支払利息	86,830	
その他の事業外費用	—	86,830
経常利益		737,396
IV 特別利益		
固定資産売却益	29,767	29,767
V 特別損失		
固定資産除却損	246,495	246,495
税引前当期純利益		520,668
法人税・住民税及び事業税		71
当期純利益		520,597

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的以外の有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

②デリバティブ取引により生じる債権と債務

時価法

③医薬品及び貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …………… 定率法

但し建物については平成10年4月1日以降に取得したものは定額法
建物付属設備、構築物については平成28年4月1日以降に取得したものは定額法

②無形固定資産 …………… 定額法

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であるため、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ただし、令和2年4月1日以降取得した資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入している。

6. 補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式(固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法)を採用している。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上している。

7. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

8. 資産及び負債のうち、収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9. 担保に供されている資産に関する事項

①担保に供されている資産

科 目	金額(千円)
建物	5,359,709
土地	4,520,925
計	9,880,634

②担保に係る債務

科 目	金額(千円)
短期借入金	775,000
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	7,070,172
計	7,845,172

10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

①法人である関係事業者

該当なし

②個人である関係事業者

該当なし

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①有形固定資産減価償却累計額 4,822,965千円

②国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は45,920千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除している。

圧縮記帳をした固定資産

科 目	圧縮記帳額(千円)
建物	43,444
構築物	2,296
その他の器械備品	180
計	45,920

③所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であるため、賃貸借処理をしている。

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
医療用器械備品	628,844	342,627
その他の器械備品	47,180	19,313
車両運搬具	14,513	9,766
計	690,538	371,707